

# 厚岸町



に住もう！

— 引越費用と家賃の補助を行っています —

## ①引越費用補助

上限 **10** 万円

加算額で… **20** 万円  
最大

## ②家賃補助

上限 **2** 万円

**最長 3 年間！**  
合計 最大 **72** 万円

## ①引越費用補助（厚岸町移住促進引越支援補助金）

### 【対象世帯】

- ①令和3年4月1日以降に厚岸町に転入していること
- ②転入前の3年間継続して厚岸町の住民基本台帳への記録がないこと
- ③転入日から3年以上厚岸町に定住する意思があること
- ④住宅所有者が3親等以内の親族でないこと

※公務員の方が含まれている世帯、生活保護を受けている世帯は対象外です。

### 【補助金額】

基本額：補助対象経費×1/2（上限10万円）

加算額：高校生以下の方と同居する場合、1人につき5万円ずつ加算

補助金額：基本額と加算額を合わせた額（上限20万円）

※補助対象経費…引越し業者または運送業者への支払いその他の引越しにかかる実費（転入前または転入後3か月以内の費用が対象）

### 【申請期限】

転入後3か月以内



# ②家賃補助（厚岸町定住促進家賃支援補助金）

## 【対象世帯】

- ①令和3年4月1日以降に厚岸町に転入していること
  - ②転入前の3年間継続して厚岸町の住民基本台帳への記録がないこと
  - ③転入日から3年以上厚岸町に定住する意思があること
  - ④転入日の年齢が満40歳未満であること、または高校生以下の方を扶養し同居していること
  - ⑤民間賃貸住宅に居住していること
  - ⑥厚岸町内に他の住宅を所有または借用していないこと
- ※公務員の方が含まれている世帯、生活保護を受けている世帯は対象外です。

## 【対象住宅】

建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅が対象

※対象外となる住宅

- ①公営住宅等の公的賃貸住宅
- ②社宅、官舎等または寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- ③3親等以内の親族が所有する住宅

## 【補助金額】

（家賃－住宅手当）×1/2（**上限月額2万円**）

※家賃・・・賃借料の月額（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）

※住宅手当・・・事業主から支給される住宅に関する手当等

## 【補助金交付方法】

- ・補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた方へ、上期と下期に分けて、半年ごとに補助金を交付します。
- ・交付決定を受けた方は、10月末日及び4月末日までに、「厚岸町定住促進家賃支援補助金交付請求書」と「家賃の支払いを証明する書類」を下記申請先まで提出してください。

家賃支払月	請求書提出期限	補助金交付日
上期（4月分～9月分）	10月末日	11月末日
下期（10月分～3月分）	4月末日	5月末日

## 【申請期限】

初めて申請する年　：転入後3か月以内

次年度以降（更新）：毎年6月末日まで

## 【申請・問い合わせ先】

厚岸町総合政策課　TEL：0153-52-3131

